

2016年8月

再エネ特措法(FIT 法)の平成 28 年改正

弁護士 大西 一成

平成 28 年 5 月 25 日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 59 号)が成立し、平成 28 年 7 月 29 日にこれに関連する施行規則の改正が公布された。これにより、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)の下での固定価格買取制度に重要な変更が加えられることになった。今回の法改正は、近時注目されている再生可能エネルギー発電設備を投資対象とした投資法人(インフラファンド)にも実務上の影響を与えることが予想される。

本ニュースレターでは、今回の法改正のうち、特に重要であると思われる買取価格の決定方法の変更及び認定制度の変更を概観する。

1 再エネ特措法の下での固定価格買取制度

(1) 固定価格買取制度の概要

再エネ特措法(通称 FIT 法)は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)で発電した電気を、国が定めた買取価格・買取期間で買い取ることを電力会社に義務づけている。これがいわゆる再生可能エネルギーの固定価格買取制度であり、発電事業からの収益を制度的に保障することで、収益の予見性を確保し、再生可能エネルギー発電事業への参入及び設備投資を促すことを目的としている。この固定価格買取制度を維持するための買取原資は、再エネ賦課金として電気料金に加算され、全ての利用者が電気使用量に応じて負担することになる。平成 28 年度の再エネ賦課金は 1kWh あたり 2.25 円であり、経済産業省の公表資料によれば、平均的な家庭で毎月 675 円となる。

(2) 現行の固定価格買取制度の問題点

現行の固定価格買取制度においては、発電設備に対する経済産業大臣の設備認定を最初に取得した上で、電力会社との間で接続契約を締結し、その後に発電設備の設置工事を行うという手順が踏まれることが一般的である。認定を取得した設備により発電される電気の買取価格は、発電設備の運転開始時ではなく接続契約の締結時に定められている買取価格が適用される。

固定価格買取制度の開始直後は、発電事業への参入を促進するため高めの買取価格が設定されていたが、買取価格は年々低下している(事業用太陽光発電については、平成 24 年度は 1kWh あたり 40 円とされていたが、毎

年価格が下げられ、平成 28 年度は同 24 円とされている。) 。高いリターンが見込める買取価格と税務上の優遇措置(発電設備の設備費の一括減価償却)の存在により、事業開発が比較的容易な太陽光発電事業への新規参入事業者が急増した。現行の固定価格買取制度においては、早い時期に取得した設備認定に対しては、実際の運転開始時期にかかわらず、高い買取価格が保障されているため、設備認定そのものが高い価値をもつことになる。その結果、設備認定の大半を占める太陽光発電案件において、自らは発電事業を行う意図を持たない転売目的での設備認定の取得が行われ、設備認定を取得したにもかかわらず発電設備の運転を開始しない未稼働の太陽光発電案件が多く存在していた。

転売目的での設備認定の取得ではない場合でも、認定取得から実際の発電設備の運転開始まで長期間を要するケースも少なくない。制度導入以来、太陽光パネル価格等の発電コストは継続的に低下している状況にあり、買取価格の決定(接続契約の締結時)から運転開始までに長期間を要すると、買取価格の設定時に想定されていた発電設備の設置コストに対し、実際に要するコストが低くなる(その結果、利用者に再エネ賦課金として転嫁されるコストが必要以上に高かったことになる)ことも問題視されていた。

(3) 法改正の目的

現行の固定価格買取制度において問題視されていた転売目的の認定取得を防止し、太陽光発電の未稼働案件を減らしつつ、早期の運転開始(発電開始)に向けたインセンティブを設けることにより、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担(再エネ賦課金)の抑制を両立することが今回の法改正の目的と説明されている。具体的には、①発電設備の認定制度を見直して、より適正な状態で発電設備を安全に運転できるようにすること、②発電した電力の買取価格の決定方法を変更することが法改正の主眼である。

2 新しい認定制度

(1) 認定制度の基準

改正後の認定制度では、現行の認定制度で要求されている発電設備自体の性能基準に加えて、安全基準の充足も求められるようになり、さらに、計画される発電事業の内容の適切性、事業実施の確実性も求められることになる。

現行の認定制度においては、発電設備の設置場所と設備の仕様が決定していることが必要とされるが、設備認定を取得するために電力会社との間で接続契約が締結されていることまでは要求されていない。これに対し、新しい認定制度においては、事業の実施可能性が高い案件に対して認定を行うようにするため、認定を取得する前提として電力会社との接続契約が締結されていることが必要となる。

一般に、電力会社との接続契約が締結される時点では、事業の準備は相当程度進んでおり、土地利用権・使用設備の確保、開発工事等の計画も決定されていることが通常である。したがって、新しい認定制度の下では、転売目的で設備認定だけを取得することを企図する事業者は基準をクリアすることができず、排除されることになると思われる。

(2) 運転開始期限の設定

さらに、新しい認定制度の下では、設備認定取得後の一定期間内(事業用太陽光発電案件では 3 年以内、住宅用太陽光発電案件では 1 年以内)に発電設備の運転を開始することが求められ、当該期限を過ぎた場合には不利

益が課されることになる。新しい認定制度は平成 29 年 4 月 1 日から施行されるが、現行の認定制度の下での設備認定を取得した案件も新しい認定制度の下での認定を受けたものとみなされ、一定の運転開始期限が適用されることになる。

運転開始が遅延した場合の不利益としては、事業用太陽光案件では買取価格の引下げ又は買取期間の短縮、住宅用太陽光発電案件では認定取消という事業収益に直結する厳しい内容が想定されている(但し、具体的な内容は現時点では未確定である。)。このような不利益を課すことを通じて早期運転開始のインセンティブを設けた上で太陽光発電設備の効率的な導入を促進することが企図されている。

3 買取価格決定方法の見直し

現行の固定価格買取制度においては、買取価格は、調達価格等算定委員会が前年度における事業費をもとに当該年度の買取価格を算定し、経済産業大臣が価格を決定するという方法が採用されている。改正後は、現行制度下の決定方法に加えて、電気使用者の負担軽減を図る上で有効であると認められる場合には、入札を実施して買取価格を決定することができる。入札を通じた事業者間の競争により買取価格が引き下げられることが期待されている。

具体的な入札実施指針(発電設備の区分、出力量、参加資格、保証金、上限額、買取価格決定方法、買取期間など)については、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が決定すると定められている。法律上は入札方式を適用できる対象・範囲は限定されていないが、入札制度は大規模な事業用太陽光発電設備(いわゆるメガソーラー)の案件から導入することが想定されている。入札制度も、上記の認定制度の改正と同様に平成 29 年 4 月 1 日から施行される。

買取価格が引き下げられることは、発電事業者にとっては事業の収益性を低下させることにつながるが、国民負担(再エネ賦課金)の観点からは固定価格買取制度を維持するためのコスト節約効果が期待される。

4 インフラファンドへの影響

再生可能エネルギー発電設備を投資対象とした投資法人(インフラファンド)の上場制度(インフラファンド市場)が平成 27 年 4 月に東京証券取引所において創設された。平成 28 年 4 月にインフラファンド市場への上場第 1 号案件が誕生したが、今後もインフラファンドの上場が行われることが予想される。

今回の法改正は発電事業者にとって厳しい内容を含むものであるが、認定取得後の未稼働案件の早期運転開始を促進する効果も期待され、再生可能エネルギー発電設備案件(特に太陽光発電案件)の活性化につながる可能性もある。インフラファンドは上場後も新規の発電設備を追加取得していくことが想定され、場合によっては開発中の発電設備(未稼働の発電設備)を取得することも考えられる。今回の法改正がインフラファンドへ与える影響は小さくないと思われることから本ニュースレターにおいて取り上げた次第である。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 大西 一成 (kazunari.onishi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com